

第2章 北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向

第1節 カナダ (Canada)

労働施策

(参考) 1カナダドル=85.26円 (2018年期中平均)

2015年に発足した自由党政権の下で、中間層の強化と成長重視が連邦政府の優先課題となっている。2015～16年の原油価格低迷や米国経済の減速を受けて、1～2%程度の低成長（人口増と同程度の伸率）であったが、2017年以降は、米国経済の回復と原油価格の上昇を受け好調。米国の貿易政策が不安要因ではあるが、2018年9月、NAFTA再交渉の結果「米国・メキシコ・カナダ協定」(USMCA)に合意。CPTPPにも参加しており更なる経済成長が期待される。

1 経済情勢

2007年後半の米国のサブプライムローン問題に続く世界同時不況の影響を受け、2009年の実質GDP成長率は-2.7%を記録した。しかし、不況下にあっても金融機関の健全性が比較的維持されたことから、その後早い立ち直りを見せ、2011年以降は2～3%前後のプラス成長を維持してきたが、2015年は原油価格下落を受け、0.7%に低下した。2016年以降は輸出や家計消費の拡大及び原油価格の持ち直しにより、穏やかな成長が続いている。

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

積極的な移民の受け入れや堅調な経済成長等を背景にして、労働力人口は年々増え続けている。就業者数についても、世界同時不況の影響を除けば順調な増加を見せている。2017年の労働力人口は1,966万人、就業者数は1,842万人であった。

失業率は、過去に10%を超えた時期（1991年～1994年）もあったが、その後、経済の成長もあり、2000年代に入ると概ね6～7%台で推移したのち、2017年以降減少傾向となり、2018年は月毎の失業率が概ね5%台となるなど歴史的な低さを記録している。地域別でみると、大西洋沿岸の各州では10%前後の高い失業率となっている一方、その他の州では概ね6～7%の数字となっている。

(2) 雇用・失業対策の概要

イ 公共職業紹介

連邦憲法上、労働分野の規制権限について明確にされていないため、従来連邦政府がマクロ労働経済政策を所掌し、個人の雇用や能力開発については州（準州を含

表2-1-1 実質GDP成長率

| 年 四半期 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | | | | 2018 | | | |
|----------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| | | | | | | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 | Q1 | Q2 | Q3 | |
| 実質GDP成長率 | 1.8 | 2.3 | 2.9 | 0.7 | 1.1 | 3.0 | 4.1 | 4.4 | 1.3 | 1.7 | 1.7 | 2.9 | 2.0 |

資料出所：カナダ統計局 (Statistics Canada)

注：四半期の数字は季節調整年換算値。

表2-1-2 雇用・失業等の動向

| 年 | (千人、%) | | | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| 労働力人口 | 19,037.8 | 19,124.5 | 19,278.0 | 19,440.5 | 19,663.0 |
| 就業者数 | 17,691.1 | 17,802.2 | 17,946.6 | 18,079.9 | 18,416.4 |
| 失業者数 | 1,346.7 | 1,322.3 | 1,331.4 | 1,360.6 | 1,246.6 |
| 失業率 | 7.1 | 6.9 | 6.9 | 7.0 | 6.3 |

資料出所：カナダ統計局

む。) 政府に委ねられてきた。¹⁾しかし、歴史的に、その権限や役割において連邦政府と州政府のあいだで紛争が絶えず、1996年に、連邦政府は、従来の失業保険法 (Unemployment Insurance Act) を廃止して、失業者の所得保障に加えて、職業訓練等の積極的雇用政策を盛り込んだ雇用保険法 (Employment Insurance Act) が新たに制定された。これにより、連邦政府と各州政府が労働市場開発協定 (Labour Market Development Agreement) を締結し、それまで連邦政府が実施していた職業紹介及び職業訓練部門については、先住民、若年者、高齢者、障害者を対象とする一部のプログラムを除いて、基本的に州政府へと移管することになった。その中には全国で約500以上あった人的資源センター (human resources centre) の業務及び人員の委譲も含まれた。現在、人的資源センターは各州政府の機関として、地方自治体レベルで、その地域の職業訓練プログラムと連携しつつ、カウンセリング機能を含む職業紹介事業を行っている。また、広大な国土をカバーするため全国レベルでの求人・求職情報のオンライン化が進んでおり、州政府が管理する求人情報の検索システム (ジョブ・バンク) が整備され、自宅のパソコン、人的資源センターや連邦政府が運営するサービス・カナダ内に設置された端末を通じて求人情報を検索することができる。

サービス・カナダは雇用・社会開発省 (Employment and Social Development Canada)²⁾の下部組織として全国に500以上の支所を持ち、職業紹介、失業保険、年金等の行政サービスのワン・ストップ化を目指して設置された。職業紹介については、サービス・カナダが所在する州政府と連携し、設置された端末でジョブ・バンクを利用した求職者に対して地域の人的資源センターを紹介する連携が行われている。

□ 州政府による雇用施策

連邦政府は、各州政府と個別に締結した労働市場開発協定に基づき、州政府の行う積極的雇用政策を側面支援している。例えばオンタリオ州においては以下のプログ

ラムがある。

- (a) 賃金補助 (Ontario Targeted Wage Subsidies): 事業主に対して、被保険者への賃金を一部補助することにより、障害者等に就業機会を提供。
- (b) 起業支援 (Ontario Self-Employment Assistance): 被保険者が自ら事業を興そうとする場合に必要初期における財政的支援、事業計画作成支援等を実施。
- (c) 雇用支援サービス (Ontario Employment Assistance Services): 失業者に対して、カウンセリング、行動計画作成、職業検索、労働市場情報提供を含む就職支援サービスを提供する機関への財政支援を実施。

ハ 民間職業紹介

民間職業紹介事業は、近年、急速な成長を遂げてきたが、2015年はアルバータ州などの資源産出州で売上減少傾向が見られ、2015年のカナダ全体における同業界の売上規模は前年とほぼ同額の133億加ドルであった。同業界の成長の特徴は、広い国土、産業の地理的分布、多様な移民政策等を反映して、地域や産業により異なることである。州別にみると、人口が多く、移民の受入れに積極的で製造業が盛んなオンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州及びアルバータ州に同産業のほとんどが集中している。民間職業紹介事業は、製造業等の臨時派遣型とIT、エンジニア、金融等の専門職紹介型に代表されるが、近年は臨時派遣型の成長が顕著である。

民間職業紹介事業に対する規制は州政府の所管であり、各州の事情に応じた異なった規制が行われている。

オンタリオ州においては、州全体で約75万人 (2016年) の労働者が臨時派遣型の雇用にあり、これらの労働者の多くは、州内の民間職業紹介業者を通じて職を得ている。2009年には、不安定な労働環境にある労働者の声や社会的関心の高まりを受け、2000年に関係法 (Employment Agencies Act) の撤廃により一旦、完

■1) 憲法第91条は連邦の権限として、公債・公有財産、通商規制、課税、郵便、国勢調査・統計、国防、航海・海運、検疫・海員病院、漁業、特許、著作権、先住民とその土地、婚姻・離婚、刑事法及び刑務所、失業保険等を含めている。また憲法第92条には、州の権限として、直接税の賦課、病院・救護院・養育院・慈善施設、市町村制度、地方的な工事、財産権・私権、民刑事裁判、そして専ら地方的・私的性質を有する事項が掲げられている。

■2) 2014年に人的資源・技能開発省から改称。

国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

カナダ
(労働施策)

米
国

フ
ラン
ス

ド
イ
ッ

ス
ウ
エ
ー
デン

英
国

E
U

全自由化とした動きから、再度、同業界に規制を加える方向での関連法の改正が実施された。オンタリオ州労働基準法 (Employment Standards Act) は、労働者派遣事業者に対する許可や届出等による規制はないが、派遣労働者、派遣事業者及び派遣先企業の三者間の関係において、派遣労働者に対する必要な保護を図るため、派遣事業者が派遣労働者に対して派遣先企業への派遣に関して料金や経費の徴収を禁止することや、派遣労働者が派遣先企業に引き続き正規雇用されることに対して、派遣事業者による妨害を禁止することを定めている。これらは、臨時派遣事業に対してのみ適用され、臨時でない正規労働者をあっせんする業種に対しては適用されない。

(3) 若年者雇用対策

イ 若年者の雇用失業情勢

多くの国で若年者人口が減少する中、カナダの若年者人口 (15~24歳) は移民の受入れ政策等を反映して1990年代の400万人前後から2010年には約460万人に増加しており、2010年代に入ってから460万人前後を維持している。一方、若年失業率は、景気動向により動きはあるが、他の年代 (25歳以上) と比べて、概ね2倍程度という高い水準で推移しており、2017年の若年失業率は、他の年代 (5.5%) と比べて2.1倍の11.6%であった。

ロ 連邦及び州政府による対策

若年者雇用対策については、州政府のプログラムに加えて、1996年の雇用制度改革以降も引き続き連邦政府が独自のプログラムを運営しており、サービス・カナダが窓口となり、各プログラムが提供されている。1997年に連邦政府が導入した若年者雇用戦略 (Youth Employment Strategy) は、年間総額3.3億加ドルの予算措置を伴う、就職に苦しむ若年者のための、雇用、求人、職業訓練、職場体験等各種プログラムである。若年者雇用戦略は次のような複数の関連プログラムで構成されている。

スキル・リンク (Skills Link) プログラムは、若年者を雇用しようとする事業主に対して助成金を支給することにより、15~30歳で家庭、教育、社会環境の問題を

抱え、適切な教育や職業技能を必要とする若年者の職業訓練、職場体験、学校への復帰を奨励し、事業主が期待する労働力としての円滑な移行を目的とするものである。2015年度は、約6千人の若者が本プログラムを通じて職業訓練、就職、学校への復帰を果たした。

キャリア・フォーカス (Career Focus) プログラムは、高等教育を修了した15~30歳の若年者を雇用しようとする雇用主に対してインターンシップに係る助成金を提供する。2015年度は、約5千人の高等教育卒業者が職場体験の機会を得た。

サマー・ワーク・エクスペリエンス (Summer Work Experience) プログラムの中のカナダ・サマー・ジョブ (Canada Summer Jobs) では、夏期休暇中の学生に対してインターンシップの機会を提供しようとする非営利団体や小規模事業主に対して助成金を支給する。2015年度は、約3万7千人の学生が職場体験の機会を得た。

近年は、国内の雇用情勢を反映して、若年者の職場体験の機会を増やす就職対策に力が注がれている。2016年度はカナダ・サマー・ジョブの予算を増額し、人数を倍増するとともに、若年者のための新たなグリーンジョブの創出、スキル・リンクプログラムの予算上の対象者数の拡大及び博物館や歴史的建造物などの歴史的遺産分野 (heritage sector) での雇用機会の創出支援などの予算を拡充した。また、2018年度予算方針では、カナダ・サマー・ジョブについて2016年度から倍増した人数を維持する等の支援を継続するとの計画が示されている。

(4) 高齢者雇用対策

定年制度はなく、平均寿命の上昇や高齢化社会の進展を背景として、高齢者の雇用対策は今後の重要な政策課題となっている。

2006年から2017年の間、55歳から64歳の労働者を対象とした、高齢労働者対象イニシアチブ (Targeted Initiative for Older Workers) が、連邦政府と州政府がコストを分担し、州政府がプログラムを実施する形で行われていたが、2017年3月で終了し、それ以降は連邦レベルで高齢労働者に特化した対策は特に行われていない。

国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

(労働施策)
カナダ

米
国

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

ス
ウ
エ
ー
デン

英
国

E
U

(5) 外国人労働者対策

年間、約30万人の永住移民（経済移民、カナダ市民権保持者の家族、難民）を受け入れているのに加えて、臨時外国人労働者プログラム（Temporary Foreign Worker Program）及び国際移動プログラム（International Mobility Program）により、一時的な外国人（非移民）の労働を許可している。

臨時外国人労働者プログラムは、カナダ人労働者で充当することができない分野において、国内の労働力不足を補うことに役立っている。同プログラムは、国内・地域の労働事情に鑑み、連邦政府による個別の審査が必要とされ、雇用・社会開発省が、事業主の申請に基づき、臨時外国人労働者の必要性、雇用環境、雇用の影響評価を審査し、雇用認証する。この雇用認証は労働市場影響評価（Labour Market Impact Assessment）と呼ばれ、臨時外国人労働者が移民・難民・市民権省（Immigration, Refugees and Citizenship Canada）から就労許可（Work Permit）を取得するために必要なプロセスとなる。臨時外国人労働者は事業主のもとで労働需要がなくなれば、就労許可は更新されずに本国に帰国しなければならない。低技能職については、4年を超える就労許可は更新されない。また、この他に、職種をあらかじめ指定した特殊なプログラムとして、季節農作業労働者プログラム（Seasonal Agricultural Worker Program）がある。

臨時外国人労働者プログラムに基づく就労許可の保持者数は、2009～2013年の間は毎年約11～12万人であったが、臨時外国人労働者の採用を優先させるために、カナダ人労働者の労働条件を犠牲にしていた事例が明らかになったことを受け、2014年6月に制度の大幅な見直しが行われ、臨時外国人労働者プログラムの利用条件が制限された。この結果、カナダ人の雇用がより優先されるようになり、就労許可の保持者数は2014年には約9万5千人、2015年には約7万3千人に減少した後、2016～2017年は約7万8千人で推移している。最近の統計においては、同プログラムで雇用される外国人労働者の出身国の上位は、メキシコ（27,180人）、フィリピン（9,180人）、ジャマイカ（9,435人）となっている。なお、日本人は2017年には540人であった。

国際移動プログラムは、NAFTA等の経済協定やワーキングホリデー等の二国間相互協定による場合及びカナダの利益になると判断される外国人労働者に対して、労働市場影響評価を受けることなく就労許可が発給されるプログラムであり、カナダの経済発展のために必要な新たな技術及び知識の受入れに役立っている。本プログラムに基づく就労許可の保持者数は、2014年は約20万人、2015年は景気の減速などの影響により減少に転じ、約18万人となったが、2016年は約21万人、2017年は約22万人となっている。最近の統計においては、同プログラムで雇用されている外国人労働者の出身国の上位は、インド（34,550人）、米国（27,695人）、フランス（22,420人）となっている。なお、日本人は7,670人であった。

高度労働技能を有する永住目的の移民は、移民・難民・市民権省が管理する移民受入れ制度においてスキルド・ワーカー（skilled worker immigrants）として扱われ、個人の語学力、カナダが必要とする労働技能の有無、年齢等を考慮された審査を受ける。事業主が既に決定している場合には、事業主は、雇用・社会開発省による雇用認証（労働市場影響評価）を受ける必要がある。また、連邦政府は、2015年1月から、円滑な技能移民承認プロセス（express entry）を導入することで、事業主と技能移民の職業マッチングを推進している。受入れ可能な職種のリストは、国内の労働事情等を考慮して連邦政府により定期的に更新されており、近年のリストでは機械工や医療職が中心となっている。

また、地域の労働事情に適応し、州政府の自主的かつ柔軟な外国人労働力確保を促す取組として、連邦政府の合意に基づいた州政府指名プログラム（Provincial Nominee Program）も実施されている。

(6) 雇用保険制度

連邦政府の所管であることが連邦憲法に規定されている。保険料率の設定等制度の企画立案は雇用・社会開発省が担当し、事業主からの保険料の徴収は、カナダ歳入庁が年金保険料とともに給与所得税（payroll tax）として徴収し、給付金の支払いは雇用・社会開発省の下部組織であるサービス・カナダが実施する。本制度は、1996年の雇用保険・職業訓練制度改革において、従来

国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

カナダ
(労働施策)

米
国

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ッ

ス
ウ
エ
ー
ド
ン

英
国

E
U

表2-1-3 失業保険制度

| | | |
|---------|---|--|
| 名称 | 雇用保険 (Employment Insurance) の通常給付 (Regular Benefits) | |
| 根拠法 | 雇用保険法 (Employment Insurance Act) | |
| 運営主体 | 徴収：カナダ歳入庁 給付：雇用・社会開発省の下部組織であるサービス・カナダ | |
| 被保険者資格 | - | |
| 受給要件 | 被保険者期間等 | 離職日以前の52週の労働時間と地域の失業率により決まり、最短の被保険者期間は420時間（失業率が13.1%以上の地域）。 |
| | 離職理由 | 非自発的理由により失業していること。 |
| | その他 | 労働可能であるが、求職中であり、直近52週のうち、最低7日連続で無職である者 |
| 給付期間、水準 | 被保険者期間の平均週間賃金（直近52週のうち、地域の失業率に応じて所得の多い14-22週が算出対象）の55%（上限547加ドル/週（2018年1月現在））が給付される。給付期間は地域の失業率と保険期間より決まり、通常14-45週間である。 | |
| 財源 | 保険料 | 政労使の三者で構成される雇用保険委員会（Employment Insurance Commission）で議論され、毎年度更新される。雇用保険全体に対する2018年の保険料率：本人1.66%（ケベック州は1.30%）。事業主の保険料率は本人負担保険料率の1.4倍。保険料計算の対象となる上限所得（Maximum Annual Insurable Earnings）：51,700加ドル（2018年）。 |
| | 公費負担 | なし |
| 実績 | 受給者数 | 2015年：534,518件 2016年：563,703件 2017年：529,700件 |
| | 支給総額 | 2015年：19,240百万加ドル（雇用保険制度全体の額。うち通常給付11,683百万加ドル） 2016年：20,631百万加ドル（雇用保険制度全体の額。うち通常給付12,775百万加ドル） 2017年：18,165百万加ドル（雇用保険制度全体の額。うち通常給付12,136百万加ドル） |
| | 基金残高等 | 2015年：+867百万加ドル 2016年：+2,514百万加ドル 2017年：+672百万加ドル（いずれも雇用保険制度全体の額。） |

の給付設計を大幅に改正し、雇用保険法 (Employment Insurance Act) として雇用促進型の積極的労働市場政策（詳しくは2 (2) イを参照）と連動する制度となった。

失業者に給付される通常給付 (Regular Benefits、表2-1-3参照) のほか、出産・育児給付 (Maternity and Parental Benefits)（詳細は3 (8) を参照）、病気給付 (Sickness Benefits)（詳細は社会保障施策2 (2) を参照）、看護給付 (Caregiving Benefits)、漁業者給付 (Fishing Benefits) がある。ただし、ケベック州では出産・育児給付は別制度として運営されており、その分雇用保険料率が低く設定されている。

このうち、看護給付については、過去52週間において、雇用保険の対象となる就労を600時間以上行った者で、子や親、兄弟などの家族の終末期における看護・介護が理由で収入が週あたり40%以上減少した場合、終末期の看護給付 (Compassionate care benefits) として、1週間の待機期間後、被保険者期間の平均週間賃金の55%（上限547加ドル/週）が最大26週間給付される。また、重病の家族を介護するために休暇を取得する場合、家族介護給付 (Family Caregiver benefit) として最大15週間（重病である家族が18歳未満の場

合最大35週間）給付される。いずれの場合も受給中はフルタイムの労働は認められない。

漁業者給付は、自営で漁業を営んでいる者を対象とした給付である。給付額計算の直接対象となる操業期間（支給開始前31週間）と、さらに先立つ52週間において、漁業により一定の収入があることが受給資格となる。操業期間外に、操業期間中の漁業収入の55%（上限547加ドル/週）が最大26週間支給される。

近年の雇用保険（通常給付）受給者数は、経済情勢を反映した増減を見せており、世界同時不況の影響を受けた2009年は、73万4千件を記録した。その後国内経済の回復とともに受給者数は減少し、2014年には50万8千件となったが、2015年の原油安の影響を受け再び反転し、2016年は56万4千件まで増加したが、2017年は経済成長により再び減少し53万件となっている。

(7) 職業能力開発

連邦政府と州政府の連携による公的な職業能力開発プログラムは、雇用保険給付金の受給者（または最近まで受給していた者）と非受給者で利用できる制度が異なる。

連邦憲法により、雇用保険制度が従来から連邦政府の所管とされていたため、雇用保険受給資格者の職業訓練制度については連邦政府が大きな関わりを持っていた。1996年の雇用保険法改正により、地域の事情を考慮した職業訓練が実施できるように、州政府に柔軟性を与えつつ、従来基本的には連邦政府が実施していた主要な各職業訓練プログラムが、引き続き州政府の主管で実施されることになった。財源については、連邦政府が各州政府と個別に労働市場開発協定を締結し、プログラム実施に当たっての州政府の責任の明確化と、連邦政府の財政支援が約束されている。2017年9月現在、すべての州が連邦政府と協定を締結しており、連邦政府は州政府に対して、年間総額約20億加ドルの財政支援を行っている。州政府が提供する失業者への職業訓練プログラムについては、例えばオンタリオ州においては以下のプログラムがある。

- (a) 雇用創出パートナーシップ (Ontario Job Creation Partnerships)：地域コミュニティによる雇用機会を創出するプロジェクトを通じて、被保険者が職業スキルを得ることができるような支援を実施。
- (b) 技能開発 (Ontario Skills Development)：被保険者に対して、職業を得るために必要な訓練の選択、手配を支援するとともに、受講費補助を実施。

一方、労働市場開発協定でカバーされない、雇用保険未加入者、様々なハンデにより就業機会に恵まれない、先住民・障害者・移民・高齢者・若年者・女性などの者や就業はしているもののより高いレベルのスキルの習得や訓練を希望する者に対しても、連邦政府と各州政府の合意による職業基金協定 (Job Fund Agreement、旧名：労働市場協定 (Labour Market Agreement)) に基づくプログラムが提供されている。2017年9月現在、すべての州が連邦政府との協定を締結しており、連邦政府は州政府に対して、年間総額約5億加ドルの財政支援を行っている。2014年、連邦政府と各州政府は、旧労働市場協定から職業基金協定への更新に当たって、職業訓練制度の充実を目的として、新たにカナダ職業補助金制度 (Canada Job Grant) を導入した。本補助金は、短期間の職業訓練向けとして、第三者機関 (コミュニティ・カレッジ、職業訓練校、労働組合等) で提供さ

れる職業訓練経費に向けられており、事業主の判断により、従業員に必要な職業訓練を行い、その職業訓練に必要な経費について、経費の2/3を補助 (1人当たり最高1万加ドルまで、事業主が経費の残り1/3を負担) するものである。州政府が制度の運営を行っている。

レッドシール・プログラム (Red Seal Interprovincial Standards Program) は、養成訓練制度 (Apprenticeship) に関連した職業訓練施策として50年以上の歴史と実績を持つ。特定職業の資格養成等に係る州間の基準の調和を図ることで高い技能を持つ労働者の労働市場を活性化することが目的である。近年、連邦、州政府では、将来のベイビー・ブーマー世代の引退等に伴う職業知識・技術不足を補い、世代間の技術の継承を更に促す政策に重点が置かれている。

3 労働条件対策

(1) 賃金、労働時間及び労働災害の動向

全産業平均賃金は、次のようになっている。

表2-1-4 週当たり賃金の推移

| (加ドル) | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| 週給 | 881.58 | 897.52 | 922.50 | 940.28 | 955.81 |

資料出所：カナダ統計局
(注1) 時間外労働を含む。

賃金上昇率及び物価上昇率は、次のようになっている。

表2-1-5 賃金及び消費者物価上昇率の推移

| (%) | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|
| 年 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| 賃金上昇率 | 1.8 | 2.7 | 1.8 | 0.5 | 2.0 |
| 物価上昇率 | 0.9 | 2.0 | 1.1 | 1.4 | 1.6 |

資料出所：カナダ統計局

週当たりの労働時間 (民間非農業時給労働者) は30時間前後で推移している。

表2-1-6 週当たり労働時間の推移

| (時間) | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|
| 年 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| 週労働時間 | 30.4 | 30.5 | 30.5 | 30.2 | 30.1 |

資料出所：カナダ統計局
(注1) 時間外労働を含む。

国際機関による経済及び雇用失業等の動向と今後の見通し等

(労働施策)
カナダ

米
国

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ツ

ス
ウ
エ
ー
ド
ン

英
国

E
U

労働災害の動向は、次のようになっている。

表2-1-7 労働災害の推移

| (件) | | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
| 労働災害による傷病 | 245,365 | 241,933 | 239,643 | 232,629 | 240,682 |
| 労働災害による死亡 | 977 | 902 | 919 | 852 | 904 |

資料出所：Association of Workers' Compensation Boards of Canada

(2) 労働条件対策の概要

連邦法による規制が及ぶ労働者を除き、州法による規制が適用される。連邦法による規制が及ぶ労働者は、運輸業、銀行、郵便、鉄道、航空、通信などを含む州をまたがる業務に従事している労働者とされ、連邦法であるカナダ労働法典 (Canada Labour Code) は、国内労働者の約6%にあたる90万人を対象とする。これは、憲法第92条で州の権限とされている財産権及び私権に職業や労使関係が含まれていること、過去に労使関係の連邦法が、州の立法権を侵害していると違憲判決を受けていることが背景としてある³。なお、カナダ労働法典のうち、安全衛生規制については連邦政府職員にも適用される。

(3) 最低賃金制度

州によって異なり、一般成人向けの最低賃金 (時給) でみた場合、11.00加ドル (ノバスコシア州) ~15.00加ドル (アルバータ州) である (2019年1月1日現在)。カナダ労働法典の対象である労働者は実際に働いている州の最低賃金の適用を受ける。

オンタリオ州においては、雇用基準法 (Employment Standards Act) に基づき、最低賃金が定められている。各業種別の最低賃金は次のようになっている。

表2-1-8 オンタリオ州における最低賃金 (2018年1月実施)

| (加ドル) | | | | | |
|-------|------------|------------|------------|-------------|------------|
| 業種 | 一般 | 学生 | 酒を提供する者 | 狩猟ガイド | 在宅労働者 |
| 賃金 | 14.00 (時給) | 13.15 (時給) | 12.20 (時給) | 140.00 (日給) | 15.40 (時給) |

資料出所：オンタリオ州労働省

(4) 労働時間制度

カナダ労働法典による週間標準労働時間は40時間、最長労働時間は48時間、標準労働時間を超える労働に係る割増賃金率は50%となっている。

オンタリオ州では、週間標準労働時間は44時間、最長労働時間は48時間、標準労働時間を超える労働に係る割増賃金率は50%となっている。

(5) 労働安全衛生

労働条件対策同様、連邦法による規制が及ぶ労働者を除き、州法による規制が適用される。連邦法による規制はカナダ労働法典により行われている。オンタリオ州では労働安全衛生法 (Occupational Health and Safety Act) が州法として定められている。

(6) 労災保険制度

政府職員補償法 (Government Employees Compensation Act) が適用される連邦政府職員を除いて、各州政府が所管し、保険料の徴収、給付ともに各州政府に設置された機関により実施されている。概要に関しては表2-1-9を参照のこと。

オンタリオ州の場合は、オンタリオ州労働安全保険局 (Ontario Work Safety Insurance Board) により制度が運営されている。保険料の徴収対象である事業主は、全額保険料が徴収される強制適用の事業主と、補償基金への拠出が求められず、自らの資金によって補償費の支払いに対応する事業主 (運輸、通信、航空等の連邦法により規制される事業主は自家保険を選択することができる。) に選別される。各労働者の年間保険料は、個人毎の年間給与支払額と産業種別の保険料率から算出される。保険料率は産業別 (155種) に異なり、関係者との協議により決定される。受給資格の認定は労働安全保険局により行われ、給付の種類には、損失給与給付 (Benefits for Loss Earning)、非経済損失給付 (Benefits for non-Economic Loss)、損失退職金給付 (Loss of Retirement Income Benefits)、医療給付 (Health Care Benefits)、職業病遺族給付 (Occupational Disease and Survivors Benefits)、重度傷害労働者給付

■3) 例えば、労働争議調査法 (Industrial Disputes Investigation Act) を違憲とした枢密院判決 (The Toronto Electric Commissioners v Colin G. Snider and others, [1925] UKPC 2) など。

表2-1-9 労災保険制度

| | | |
|------------|--|---|
| 名称 | 州により名称は異なる。 | |
| 根拠法 | 各州法 | |
| 運営主体 | 各州に設置された機関 | |
| 被保険者資格 | 産業で働く労働者（自営業者、家庭内労働者、プロスポーツ選手等を除く。）州により一部異なる。連邦政府職員は連邦法（政府職員補償法）によりカバーされる。 | |
| 給付の種類・給付内容 | 医療給付 | 全ての州において医療、手術、看護、入院、薬剤、器具に係る給付が行われる。 |
| | 一時的な労働不能給付 | 州により異なり、収入の75%～90%が支給される。 |
| | 永久的な労働不能給付 | 州により異なり、収入の80%～90%が支給される。なお、一部障害の場合は就業能力の喪失度割合により減額される。 |
| | 遺族 | 寡婦（夫）及び子に支払われる。水準は州によって異なる。 |
| | その他 | - |
| 財源 | 保険料 | 事業主の保険料。保険料率は産業別にリスクに応じて異なり、各州における平均の保険料は賃金の1.02～2.65%。州によっては自家保険が可能。 |
| | 公費負担 | なし。 |
| | 受給者数 | 不明。 |
| 実績 | 支給総額 | 不明。 |
| | 基金残高等 | 不明。 |

国際機関による経済及び雇用失業等の動向と今後の見通し等

（労働施策）カナダ

米
国

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ッ

ス
ウ
エ
ー
デ
ン

英
国

E
U

(Benefits for Seriously Injured Workers)、遺族補償給付 (Compensation Amount for Survivors) がある。

(7) 解雇規制

連邦法では正当な解雇事由⁴ (just cause) がある場合を除き、解雇予告通知と解雇手当が適用される。解雇予告通知を行わない場合でも、相当期間の給与の支払いで解雇することができる。勤続3ヶ月以上の労働者を解雇する場合、2週間以上の予告期間が与えられなければならない。50人以上を解雇するような集団解雇の場合は、事業主は、解雇を実施しようとする日の少なくとも16週間前までに予告を行うとともに、連邦担当大臣にも通知しなければならない。また、勤続12ヶ月以上の労働者に対しては、解雇手当として勤続12月につき2日分の賃金相当額（最低、5日分の賃金相当額）を支払う必要がある。

州法においても、同様に解雇規定が設けられており、州によるが、一般に勤続期間が長いほど保護が手厚くなる。オンタリオ州では、個別解雇の場合、事業主は3ヶ月以上継続して雇用した労働者に対し、労働者の勤務年数に応じて、解雇日の1週間（勤続1年未満）から8週間（勤続8年以上）前までに書面で通知等することが義務づけられている。規定の期日前までに書面通知を行わ

ない解雇の場合は、書面通知から解雇日までの通常賃金相当を支払う必要がある。また、4週間の期間中に50人以上を集団解雇する場合、事業主は解雇人数に応じて、50～199人の場合は8週間、200～499人の場合は12週間、500人以上の場合は16週間の予告期間が義務づけられる。給与支払総額が250万加ドル以上の事業主又は事業所の閉鎖などにより6ヶ月以内に50人以上の集団解雇を行う場合については、勤続5年以上の労働者に対して、解雇手当として勤続1年につき1週間分の賃金相当額（最大26週分）を支払う必要がある。

(8) 出産休暇及び育児休暇制度

連邦法では、事業主は、妊娠中から出産後24週間後までは、母子の健康に影響を及ぼすような業務からの配置転換、業務内容の変更を労働者からの申し出に応じて実施しなければならない。6ヶ月以上の勤務実績がある者には、出産予定日の11週前から出産後17週間までの間に最大17週間の出産休暇 (Maternity Leave) と、出産日又は育児が必要になった日から52週間以内の間に最大37週間の育児休暇 (Parental Leave) の取得が認められている。賃金の支払いは義務づけられていない。

州法でも同様の規定が設けられているが、例えば、オンタリオ州においては、13週以上の勤務実績がある者

■4 詳細は、雇用・社会開発省ガイドライン (<https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/labour-standards/reports/unjust-dismissal.html>) を参照のこと。

には、出産予定日の17週前から最大17週間の出産休暇と、出産日又は育児が必要になった日から37週間（出産休暇を取得した母親については35週間）の育児休暇の取得が認められている。賃金の支払いは義務づけられていない。

なお、出産休暇、育児休暇の取得者は、雇用保険の出産・育児給付が適用となり、出産・育児により40%以上賃金が減少した場合、被保険者期間の平均週間賃金の55%（上限547加ドル/週）が、出産給付として出産予定日の12週前から出産後17週までの間に最大15週間給付される。育児給付については、①平均週間賃金の55%を35週間受給する方法に加え、2017年12月から、②平均週間賃金の33%を61週間受給する方法を選択することが可能となった。また、育児給付の期間については、共働きの場合、母親が40週給付を受けた後に父親が21週給付を受けるといったように、両親間で分割が可能である。ケベック州に居住している場合には、雇用保険の出産・育児給付ではなく、ケベック州両親保険制度（Québec Parental Insurance Plan: QPIP）から支給される。⁵

4 労使関係施策

(1) 労使団体

2015年は、約482万8千人の労働者が労働組合に加入しており、組織率は31.8%だった。全国中央労働団体として、カナダ労働会議（Canada Labour Congress）が最大の組合員（333万1千人）を持ち、組合員全体の約69.0%を占める。

一方、ビジネスを代表する団体に、カナダ商工会議所（Canada Chamber of Commerce）があり、連邦、州政府への提言を行っている。

表2-1-10 労働組合員数等の推移

| | (千人、%) | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
| 組合加入者 | 4,664 | 4,735 | 4,710 | 4,753 | 4,828 |
| 組織率 | 32.0 | 32.1 | 31.5 | 31.5 | 31.8 |

資料出所：雇用・社会開発省

(2) 労働争議の発生件数

労働争議件数、参加人数等については次のようになっている。

表2-1-11 労働争議発生件数の推移

| 年 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|-------------|-------|-------|-------|------|-------|
| 争議件数(件) | 165 | 153 | 237 | 189 | 192 |
| 参加人数(千人) | 206 | 80 | 429 | 44 | 206 |
| 平均争議期間(日) | 86.0 | 97.7 | 64.6 | 35.2 | 113.0 |
| 労働損失日数(千人日) | 1,499 | 1,711 | 1,846 | 632 | 1,201 |

資料出所：雇用・社会開発省

注：参加人数10人日以上の争議を計上。

5 最近の動向

2018年2月に公表された2018年度カナダ連邦政府予算方針において公表された労働関連の施策は以下のとおりである。

- (1) 就労しながら雇用保険が一部受給可能なパイロットプロジェクトを恒久化するために、雇用保険法の改正を行う。
- (2) 観光業や水産加工業など季節労働者を支援するために、州と協働して新たな取り組みを検討する。
- (3) 労働市場交付金協定への追加拠出により、失業者に対してスキル向上に必要な訓練を行い、就労を支援する。
- (4) 溶接工や機械配管工等の男性が大多数を占める専門職における女性の就労を促進するために、女性のための養成訓練制度奨励助成金を試験的に開始する。
- (5) 女性、先住民、移民及び障害者等のグループが専門職のキャリアを得ることを支援するために、新たに予備的な養成訓練制度プログラムを導入する。
- (6) 非白人の移民女性の就労を支援するために3年間の試験的なプログラムを開始する。

(参考)

●雇用・社会開発省（Employment and Social Development Canada）

<https://www.canada.ca/en/employment->

■5) ケベック州両親保険制度の詳細内容は<https://www.rqap.gouv.qc.ca/en/what-is-the-quebec-parental-insurance-plan>を参照のこと。

social-development.html

- サービス・カナダ（Service Canada）
<https://www.canada.ca/en/employment-social-development/corporate/portfolio/service-canada.html>
- 移民・難民・市民権省（Immigration, Refugees and Citizenship Canada）
<http://www.cic.gc.ca/english/department/index.asp>
- カナダ統計局（Statistics Canada）
<https://www.canada.ca/en/statistics-canada.html>
- オンタリオ州労働省（Ministry of Labour Ontario）
<https://www.ontario.ca/page/ministry-labour>

国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

カナダ
(労働施策)

米
国

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ッ

ス
ウ
エ
ー
デ
ン

英
国

E
U